

分別解体等、再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及

1 地域での学校・社会教育における普及方策

21世紀は環境の世紀と呼ばれるほど、現在、環境に対する関心は高まっている。地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、ダイオキシン、PCBなど深刻な問題を解決していくには、社会や経済の仕組みを変革するほかはなく、そのためには県民一人ひとりが日常の行動と環境との関係に理解と認識を深め、自らの生活行動を見直し、環境に配慮したライフスタイルが定着していくようにすることが重要である。

このため、本県においては、岐阜県環境教育基本方針（平成4年度策定）に基づき、市町村及び関係機関と協力して、学校、地域、家庭等それぞれの場における環境教育・環境学習を促進してきた。今後とも、他の環境問題とともに、環境の保全に資するものとして分別解体等、再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の促進について、環境教育・環境学習の中でその意義を広め、理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地域での広報・啓発活動に関する方策

分別解体等、再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の促進の意義に関する知識について、広く県民に情報提供することが重要で、新聞、テレビ、ラジオ、県及び市町村の広報誌等各種媒体を活用し、地域の婦人会連合会等の市民組織の協力を得るなどにより広報・啓発に努める必要がある。

また、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等においては、実施義務を負う者が当該義務を確実に履行することが重要であり、特に、この義務を適正に実施するためには、分別解体等及び再資源化等に要する費用が、発注者及び受注者間で適正に負担されることが必要である。

このため、県は、発注者及び受注者が分別解体等及び再資源化等の義務を理解し、この義務を適正に果たすことができるよう、関係機関及び関係団体等と連携し、講習会の実施や資料の提供等を行い正しい知識の普及が図られるよう努める必要がある。